

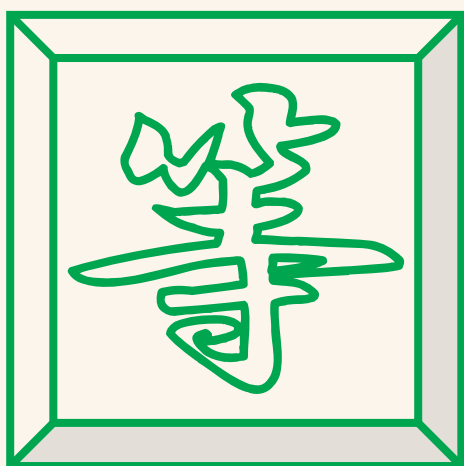
Vamos

高崎市男女平等広報
バモス 第7号

いっしょにやろうよ
わが家で 地域で
そして職場でも

平

対



同

均

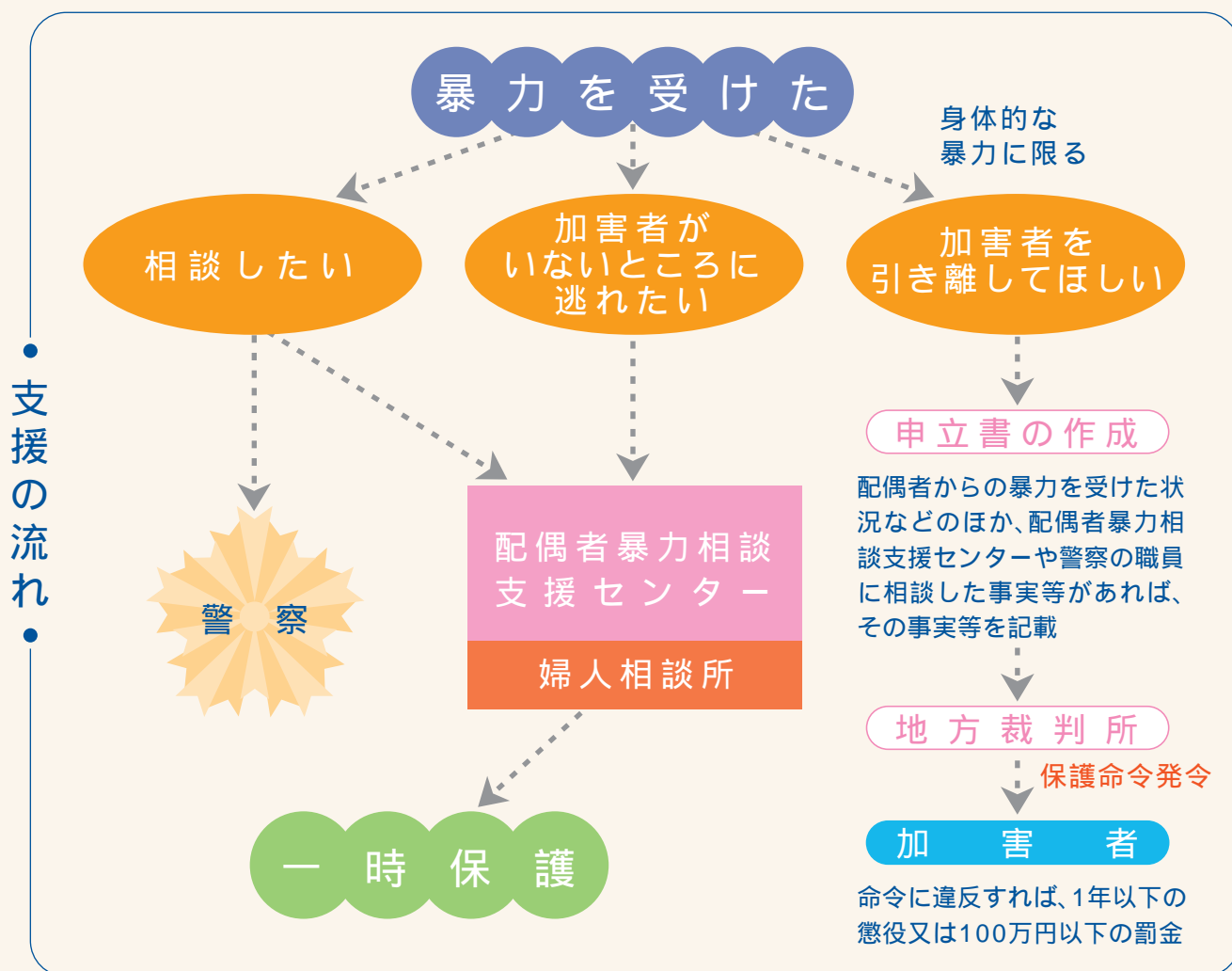
ストップ・ザ・DV

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難な女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げとなっています。平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)が制定されました。

これまでの保護命令などでは対応できない事例が多く見られたこともあり、保護命令の対象を元配偶者に拡大するとともに、被害者の子への接近禁止命令制度の創設や退去命令の期間を2か月に延長することなどを柱とした改正法が成立し、平成16年12月に施行されました。

DVとは、配偶者や恋人など親しい関係にある人から受ける身体的、精神的、性的な暴力のこと。身体的暴力のみでなく、心理的暴力、性的虐待等も含む。

保護命令とは、被害者への接近禁止や住居からの退去など、加害者に対する裁判所の命令。



女性に対する暴力等の相談窓口・電話番号

家庭児童婦人相談室(高崎市児童保育課)

☎ 027-321-1247

群馬県女性相談センター

☎ 027-231-4488

高崎警察署 生活安全課

☎ 027-328-0110

ホームページアドレス(DV、セクハラ、性犯罪等)

群馬県女性相談センター

<http://www.pref.gunma.jp/d/05/seisaku/josei.htm>

群馬県警察(各相談窓口案内)

<http://www.police.pref.gunma.jp/top/10c-soudan.htm>

群馬労働局

<http://www.gunmaroudoukyoku.go.jp/>

市の審議会等への女性委員登用

男女共同参画社会基本法において、「政策等の立案及び決定への共同参画」が基本理念の一つに掲げられています。

平等で心豊かな社会を目指すことを目的とする男女共同参画社会を実現するには、方針決定の場へ男女の視点が平等に反映されなければなりません。

高崎市男女共同参画計画(計画期間:平成13年度～23年度)においても、基本方針の一つに「政策・方針決定等の場への女性の参画促進」を掲げ、審議会等における女性委員の登用を積極的に推進しています。

同計画において、女性委員登用率30%を目標とし、達成年度として計画期間の中間時点の平成17年度を目標に、女性委員の登用推進に努めています。

登用の実績としては下の表のとおりですが、女性委員の割合は着実に増えています。

女性委員登用の年度別実績(平成13年度～15年度)

年 度	審議会等の数	委 員 数		女性委員の割合 %
		総 数	女性委員数	
13	80	1,433	340	23.7
14	78	1,340	326	24.3
15	69	1,220	305	25.0

女性人材リスト ～政策・方針決定の場に女性の意見を反映させるために～

高崎市では、男女共同参画社会の実現を目指し、女性の登用を促進するため幅広い分野からの女性の人材登録制度を実施しています。

この制度は市の審議会・委員会など政策決定にかかわる組織のメンバーなどの人選に役立てることを目的に、教育、保健福祉、文化芸術、環境、まちづくりなど、さまざまな分野で女性の人材を募集します。

〔登録概要〕

登録方法

「高崎市女性人材リスト登録票」に必要事項を記入の上、男女共同参画課(庁舎15階)にご持参ください。

登録票は、来庁していただくか、電話、E-mailのいずれかでお申込みください。

対象者

次の要件のいずれにも該当する者。

高崎市内に居住若しくは勤務し、または市内の団体に所属している20歳以上の者。
各分野で活躍している者、または専門的知識、技能等を有している者。

注意事項

高崎市における審議会等の委員、講演会の講師、シンポジウムのパネリストなどの人選の資料とします。

登録した個人情報が高崎市個人情報保護条例の規定に基づき慎重に管理いたします。

男女共同参画課のホームページでも「高崎市女性人材リスト事業実施要領」を掲載しています。

次世代育成支援

少子化がますます進む中で、高崎市は子どもを産み育てることに夢を持てるまちづくりを目指していますが、子どもの健全な育成は女性のみでなく、男女がともに携わることが大切です。

高崎市男女共同参画計画の基本方針にも子育て支援を掲げ、さまざまな施策・事業を推進していますが、少子化が、日本の社会経済全体に深刻な影響を与えることが懸念される中、国・地方公共団体・企業等が一体となって、従来の少子化対策に加え、総合的な推進体制の整備、具体的な施策の推進を目的とした「次世代育成支援対策推進法」が、平成15年7月に制定されました。この法律では、全国の地方公共団体に、国の示した策定の指針に基づき「地域行動計画」を策定することを義務付けています。

高崎市では、「次代を担う子どもたちが健やかに心豊かに成長し、子育てが生き生きとできるまちづくり」を基本理念に「高崎市次世代育成支援行動計画」を策定します。

「次代の親づくりの視点」、「すべての子どもと家庭への支援の視点」、「子どもの視点」、「社会全体による視点」、「子育て支援等の現場に携わる専門家からの視点」の5つの重点的な視点を基本に、具体的な行動目標の指針となる次の基本目標に基づいてさまざまな事業に取り組んでいきます。

基本目標

- 1 地域における子育て支援
- 2 母性ならびに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- 4 子育てを支援する生活環境の整備
- 5 職業生活と家庭生活との両立の推進
- 6 子ども等の安全の確保
- 7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

講演会のお知らせ

高崎市男女共同参画推進講演会



『スポーツにおける女性の時代』

講師: 宇津木妙子さん(前全日本女子ソフトボール監督)



平成17年 5月31日 火

13時30分開演(13時開場)

高崎シティギャラリー・コアホール / 入場無料

参加申込み等は広報たかさき4月15日号をご覧ください。



宇津木妙子 うつぎたえこ

埼玉県出身。74年世界選手権出場。選手引退後、ジュニア日本代表コーチを経て90年に日本代表監督に就任。96年、日本代表コーチとしてアトランタ五輪参加。97年に日本代表監督復帰。00年、シドニー五輪では銀メダル獲得。04年アテネ五輪で銅メダル獲得。現在、日立&ルネサス高崎女子ソフトボールチーム総監督。

編集・発行

高崎市市民部男女共同参画課 平成17年3月
〒370-8501 高崎市高松町35-1
TEL.(代表)321-1111(内線3112) FAX.327-6470
電子メール danjo@city.takasaki.gunma.jp



この印刷にはアメリカ大豆組合認定の大豆インキを使用しています。



古紙配合率100%再生紙を使用しています